

市からの 連絡帳

福祉

介護保険負担限度額認定証の更新

令和元年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(金)です。

令和2年8月以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、8月31日(月)までに更新の手続きをしてください。※令和元年度の認定者宛てに市から申請書を送付します。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

泉町地域包括支援センターの移転

7月6日(月)より、泉町地域包括支援センターが移転します。※地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者とその家族を支援する総合相談窓口です。

□移転先 泉町2-1-24 ピアライフ・アルファ1階

☎泉町地域包括支援センター ☎042-424-1200

▶高齢者支援課 ☎042-420-2811

選挙

6月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万2,181人、女性8万8,314人、計17万4,951人
前回の選挙時登録者数と比較すると、男性123人増、女性140人増、計263人増加しています。

□今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成14年6月2日以前に出生
- ③6月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、2月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数 男性94人、女性107人、計201人

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③在外選挙人名簿に登録されていない
- ④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

●本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

募集

緑化審議会委員

☑みどりの保護と育成に関する事項(令和2年度：下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用[※])

□資格・人数 在住で18歳以上の方・3人

※ほかの附属機関などの委員との兼任不可

□任期 8月から2年間

□会議数 令和2年度は4回(平日昼間)※1回目未定、令和3年度は未定

□報酬 日額1万800円

☑6月30日(火)(必着)までに、作文「都市の緑の役割とこれから」(800字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を〒202-0011市役所みどり公園課へ郵送または持参
▶みどり公園課 ☎042-438-4045

虐待防止支援員(7月13日付採用)

□資格 次のいずれかに該当する方

- ①大学において、児童福祉・社会福祉・児童心理学・心理学・教育学・社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ②児童福祉司の任用資格を有する方
- ③社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した方
- ④①～③に準ずる者であって、相談員として必要な学識経験を有する方

□試験日 6月28日(日)

□受付期間 6月15日(月)～22日(月)

□報酬 時間額1,610円

□募集要項 子ども家庭支援センター

(住吉会館ルピナス)・職員課(田無庁舎5階)・市☎で配布

※詳細は募集要項をご覧ください。

▶子ども家庭支援センター

☎042-425-3303

男女平等参画推進委員会の市民委員

男女平等参画推進施策に関することを検討します。

□資格・人数 在住・在勤・在学中18歳以上の方・5人

※ほかの附属機関などの委員との兼任不可

□任期 7月31日から2年間

□回数 年6回程度

□報酬 日額1万800円

□選考方法 作文「男女平等参画社会の実現について」(800～1,000字程度)による選考

☑7月10日(金)(必着)までに、作文に氏

名・住所・年齢・生年月日・電話番号・職業を〒188-8666市役所協働コミュニティ課(田無第二庁舎5階)または〒202-0005住吉町6-15-6住吉会館ルピナス内男女平等推進係へ郵送・メールまたは持参

▶協働コミュニティ課 ☎042-439-0075・✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※瀬間工業(株) 代表取締役 瀬間カヨ子様(マスク)

※山手物産(株) 馬場多佳子様(抗菌剤スプレー・肥料スプレー)

※匿名(マスク)

▶総務課 ☎042-460-9810

(((傍聴))) 咳などの風邪症状や発熱など、体調不良のある方は傍聴をご遠慮ください。また、マスクの着用や手洗いなどにご協力をお願いします。

■教育委員会

時 6月26日(金)午後2時

場 田無第二庁舎4階

内・定 行政報告[※]・10人

▶教育企画課 ☎042-420-2822

■西東京市総合教育会議

時 6月26日(金)午前10時

場 田無第二庁舎4階

内 教育に関する協議・調整

定 10人

▶企画政策課 ☎042-460-9800

審議会など

■社会教育委員の会議

時 6月22日(月)午後2時

場 防災センター

内・定 地域協働活動・5人

▶社会教育課 ☎042-420-2831

■西東京市緑化審議会

時 6月26日(金)午後2時

場 エコプラザ西東京

内・定 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用[※]・5人

▶みどり公園課 ☎042-438-4045

火災による死者ゼロ2000日達成

市民の皆さんや関係機関とともに火災予防に努めた結果、4月8日に市内における「火災による死者ゼロ2000日」を達成しました。昨年度、東京消防庁管内による死者は令和元年12月31日までに108人発生し、犠牲者の多くは高齢者の

方となっています。

引き続き市民の皆さんには火気・電気設備の取り扱いと、放火されない環境づくりをお願いします。

☎西東京消防署 ☎042-421-0119
▶危機管理課 ☎042-438-4010

〈お詫びして訂正します〉

6月1日号2面「市立保育園の夏季補助職員募集」の記事において、勤務日時と申込期限に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。
正) ●勤務日時 7月16日(休)～8月31日(月)の平日
●申込期限 6月17日(休)まで

固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書

の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])

□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う

●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修

に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真[※])と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)